【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長　殿
【提出日】	平成27年5月15日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　石川　昌秀
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目４番７号
【事務連絡者氏名】	植村　吉二 連絡場所 東京都港区虎ノ門三丁目４番７号
【電話番号】	03-6731-4721
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	明治安田ＤＣ日本株式アクティブ・ポートフォリオ
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】
明治安田ＤＣ日本株式アクティブ・ポートフォリオ（以下「ファンド」ということがあります。）
愛称として「ＤＣ開花宣言」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】
①追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）
②当初の１口当たり元本は、１円（１万口当たり元本金額１万円）です。
③当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3)【発行（売出）価額の総額】
上限　1,000億円

(4)【発行（売出）価格】
取得申込受付日の基準価額とします。
受益者が販売会社との間で結んだ自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。
※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た１口当たりの価額をいいます。なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されます。
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号　0120-565787（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
ホームページアドレス（http://www.myam.co.jp/）

(5)【申込手数料】
かかりません。
自動継続投資契約に基づき、収益分配金を再投資する場合も、手数料はかかりません。

(6)【申込単位】
１円以上１円単位
※ 自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、１口単位とします。
※ 確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、当該運営管理機関の取決めにしたがいます。

(7)【申込期間】
平成27年5月16日から平成27年11月13日まで
※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】
申込取扱場所については、下記委託会社にてご照会いただけます。
明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号　0120-565787（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
ホームページアドレス（http://www.myam.co.jp/）

(9)【払込期日】
申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額（申込代金）を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。
振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込みに係る追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】
お申込代金は販売会社にお支払いください。
販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】
株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

①申込証拠金はありません。

②本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

③決算日

2月15日（休業日の場合は翌営業日）

④振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】
第１【ファンドの状況】
１【ファンドの性格】
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①明治安田ＤＣ日本株式アクティブ・ポートフォリオは、日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式に投資し、信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。
②当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産（　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類表（網掛け表示部分）の定義＞

追加型
一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式　一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （日本含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

その他資産（投資信託証券（株式　一般））
目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回
目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本
目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

（注）上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：http://www.toushin.or.jp/）で閲覧が可能です。

③信託金の限度額：上限1,000億円

※受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

◆ＴＯＰＩＸ(東証株価指数)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

※ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）は、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所といいます。）が公表する株価指数で、東京証券取引所市場第一部に上場されている株式の時価総額を指数化したものです。ＴＯＰＩＸの指数値及びＴＯＰＩＸの商標は、東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などＴＯＰＩＸに関するすべての権利及びＴＯＰＩＸの商標に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

◆リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

◆主としてTOPIX500に含まれている銘柄の中から、アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析、企業への訪問・ヒアリングをベースとして、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視した銘柄選定を行います。

◆株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。

(2)【ファンドの沿革】

平成18年２月16日　信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成21年４月１日　ファンドの名称を「明治ドレスナーＤＣ日本株式アクティブ・ポートフォリオ」から「ＭＤＡＭ・ＤＣ日本株式アクティブ・ポートフォリオ」に変更

平成22年10月１日　ファンドの名称を「ＭＤＡＭ・ＤＣ日本株式アクティブ・ポートフォリオ」から「明治安田ＤＣ日本株式アクティブ・ポートフォリオ」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として、日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。また、当ファンドはわが国の株式に直接投資する場合があります。

※「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

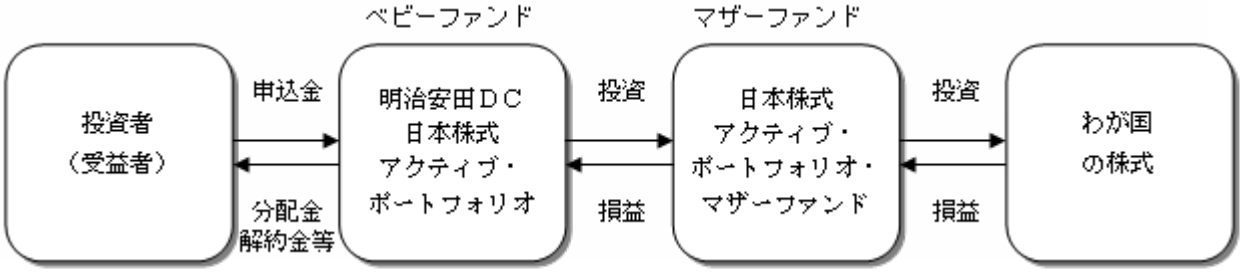

※損益は全て投資者である受益者に帰属します。

②委託会社等及びファンドの関係法人

1.委託会社（委託者）　：　明治安田アセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。

2.受託会社（受託者）　：　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

(なお、受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。)

3.販売会社

ファンドの販売会社として販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。

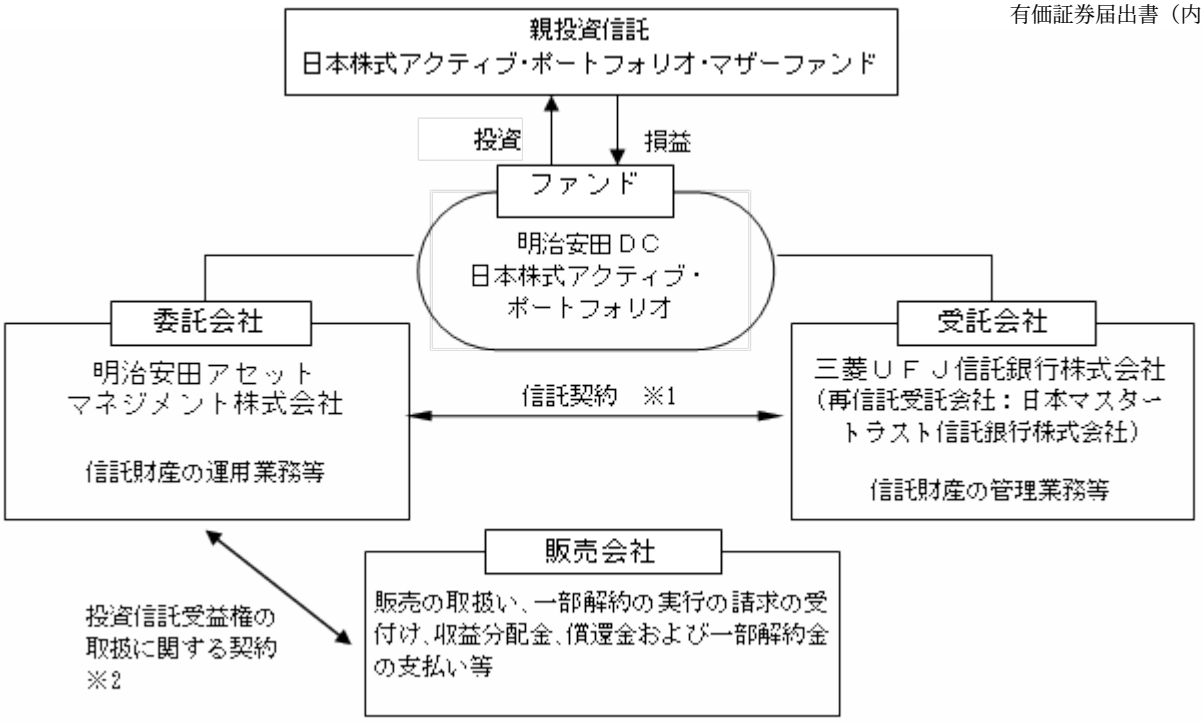

※１　信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

※２　投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

③委託会社等の概況

1.資本金の額（本書提出日現在）　　10億円

2.委託会社の沿革

昭和61年11月：　コスモ投信株式会社設立
平成10年10月：　ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
平成12年２月：　商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
平成12年７月：　明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
平成21年４月：　商号を「ＭＤＡＭアセットマネジメント株式会社」に変更
平成22年10月：　安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3.大株主の状況（本書提出日現在）

氏　名　又　は　名　称	住　　所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ，60323 フランクフルト・アム・マイン，ボッケンハイマー・ラントシュトラーセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①運用方針

この投資信託は、日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行います。

②投資対象

わが国の株式を主要投資対象とする日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、当該株式に直接投資する場合があります。

③投資態度

1.TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。

2.株式の実質投資組入比率は原則として高位を保ちます。

3.リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

4.主としてTOPIX500に含まれている銘柄の中から、アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析、企業への訪問・ヒアリングをベースとして、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視した銘柄選定を行います。

5.運用にあたっては、当社の運用プロセスでポートフォリオの構築、リスクコントロールを行います。

①調査ユニバースの作成

時価総額が大きな銘柄、業種を代表する銘柄、アナリスト注目銘柄の中から調査ユニバース(調査対象となる銘柄群リスト)を作成します。

②銘柄評価

ⅰ)成長性、クオリティー、バリュエーションの３つを共通の判断基準とし、個別銘柄の評価を行います。

Ａ.成長性 (Growth)

市場の成熟度合、価格決定力、国際競争力等の観点から、持続的な収益の成長力を調査し、評価します。

Ｂ.クオリティー (Quality)

経営内容の質、経営陣への信頼、財務体質等を調査し、対象企業のクオリティーを見極めます。

Ｃ.バリュエーション (Valuation)

収益、キャッシュフロー、資産価値に照らして株価が同業他社と比較して割安か否かなどを評価します。

ⅱ)調査対象企業への直接訪問や来社等による経営トップや財務・ＩＲ担当者等との面談、企業主催の決算説明会等への参加を通じて個別企業の調査を行います。

ⅲ)財務分析等を通じて、収益予想を行います。

ⅳ)これらの銘柄評価を受けて、アナリスト・レポートを作成します。

③銘柄レーティング

銘柄評価に基づき、対象銘柄を５段階にレーティングします。

④モデルポートフォリオの構築

個別銘柄の投資成果が最大限に効果を発揮するように、個別銘柄の銘柄選定および投資比率を決定します。ベンチマークであるＴＯＰＩＸ（東証株価指数）における業種構成比、時価総額の規模別構成比と大きく乖離しないように、また流動性も考慮しつつ、モデルポートフォリオを構築します。投資候補銘柄数は75～200銘柄程度とします。

⑤ポートフォリオの構築

モデルポートフォリオに基づいて売買を執行し、ポートフォリオを構築します。株価の変動等でベンチマークに対するポートフォリオの業種配分、企業規模等に大幅な乖離が生じる場合等には調整等を行います。

運用プロセスの概要

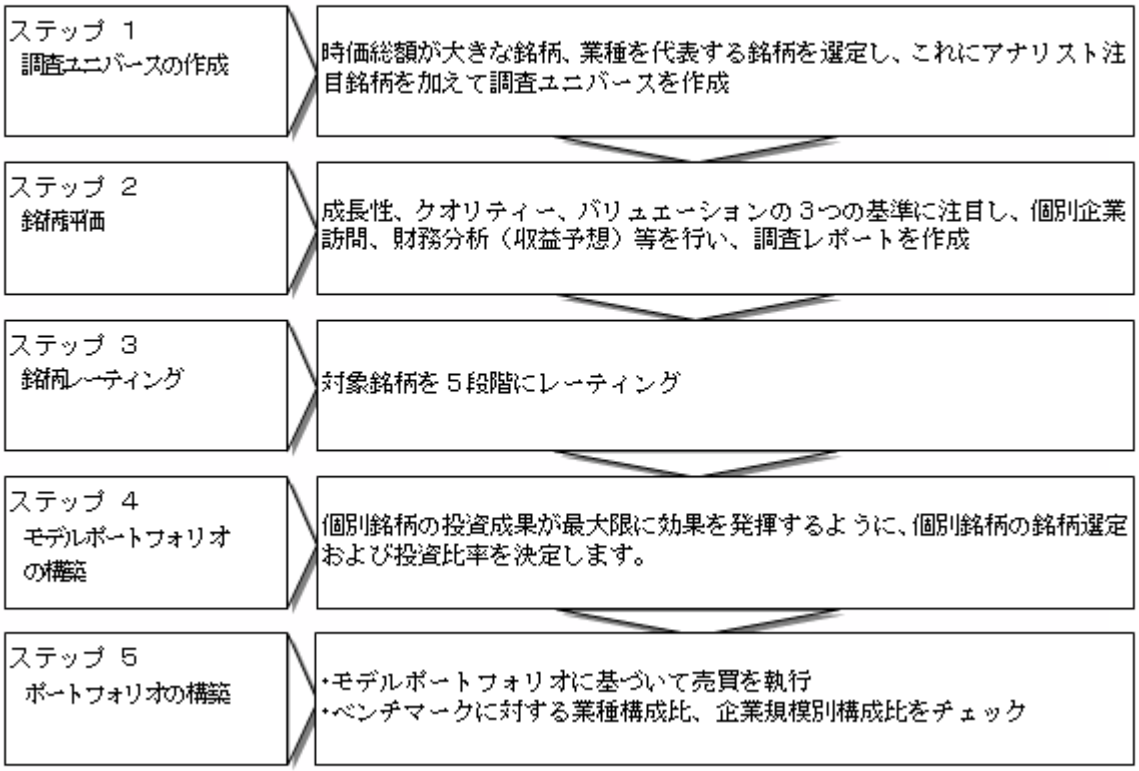

6.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

7.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

8.信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。

9.非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）親投資信託の概要

「日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

わが国の株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

2 運用方法

(1)投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。

②株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

③リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

④主としてTOPIX500に含まれている銘柄の中から、アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析、企業への訪問・ヒアリング、グラスルーツリサーチをベースとして、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視した銘柄選定を行います。

⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
⑦信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。
⑧非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3)投資制限
①株式への投資割合には制限を設けません。
②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑥投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑦外貨建資産への投資は行いません。

(2)【投資対象】
①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第26条に定めるものに限ります。）
ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
ニ．金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

②委託会社は、信託金を、主として「日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前19．の有価証券の性質を有するもの

なお、1．の証券または証書、12．ならびに16．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から6．までの証券および12．ならびに16．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13．および14．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1.預金
2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3.コール・ローン
4.手形割引市場において売買される手形
5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6.外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

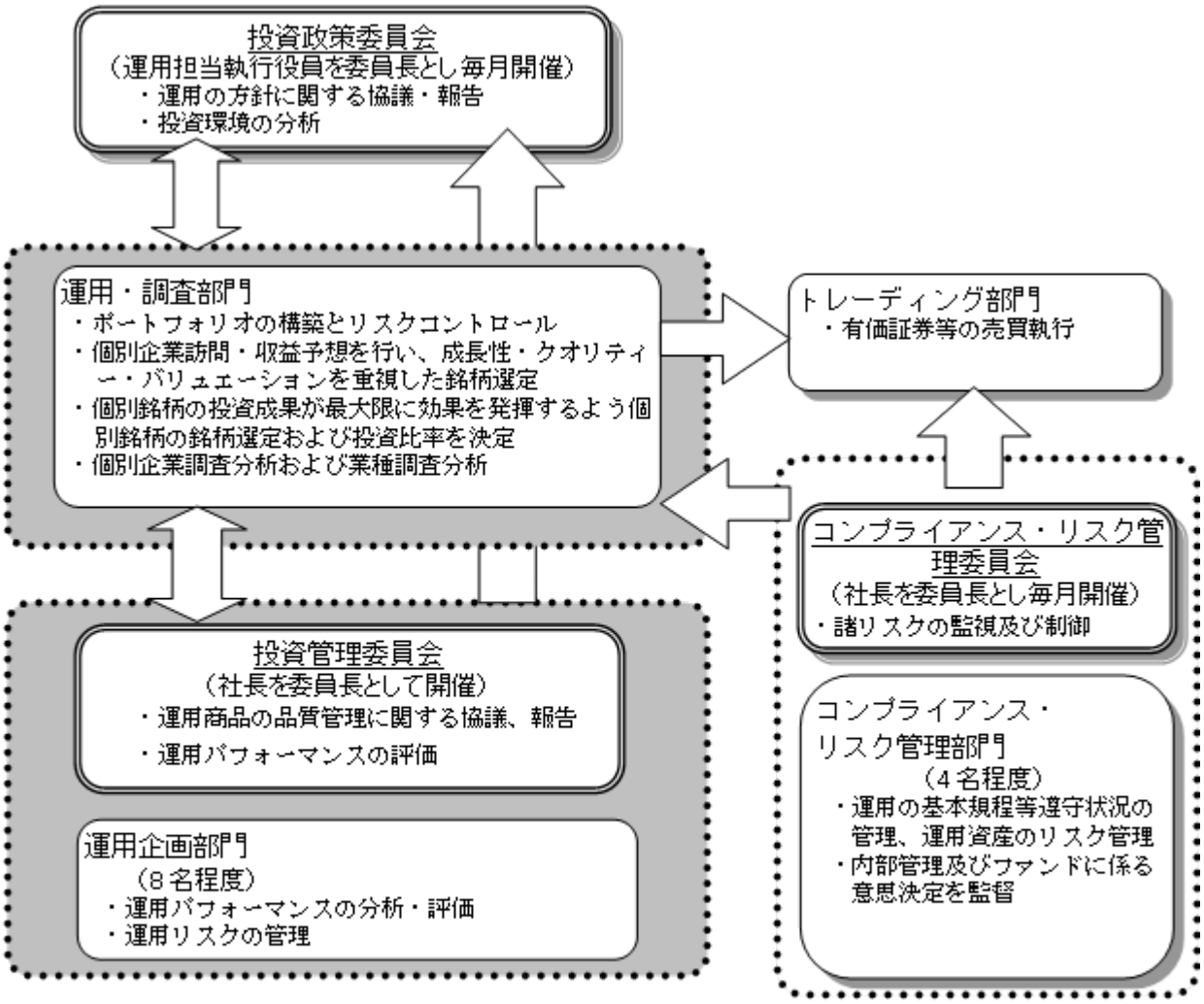

● ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
● ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。
また、委託会社のホームページ（http://www.myam.co.jp/）の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

＜受託会社に対する管理体制＞

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

(4)【分配方針】

①収益分配方針

毎年１回（原則２月15日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1.分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2.収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。

3.収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配方式

1.信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

ⅰ 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

ⅱ 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2.毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の支払い

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）の収益分配金は、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

(5)【投資制限】

＜投資信託約款に基づく主な投資制限＞

①株式への投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（以下「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます。以下同じ。

②新株引受権証券等の投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥投資信託証券等の投資制限

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

⑧投資する株式等の範囲

1.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2.上記1．にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨信用取引の指図範囲

1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2.上記1．の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3.信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑩先物取引等の運用指図・目的・範囲

1.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

2.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

5.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引の運用指図

1.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2.金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3.金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

4.委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

※「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑬デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑭有価証券の貸付けの指図および範囲

1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のｉ～ⅱの範囲内で貸付けの指図をすることができます。

ｉ株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

ⅱ公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

2.上記1. ｉ～ⅱに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約.の一部の解約を指図するものとします。

3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮資金の借入れ

1.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2.上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

ｉ)一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ⅱ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ⅲ）借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

3.一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

4.再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

5.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜法律等で規制される投資制限＞

①同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスクと留意点

明治安田ＤＣ日本株式アクティブ・ポートフォリオは、直接あるいはマザーファンドを通じて、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

１．値動きの主な要因

①株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

②信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

２．その他のリスク・留意点

●有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

●資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

●収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2)リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

②投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

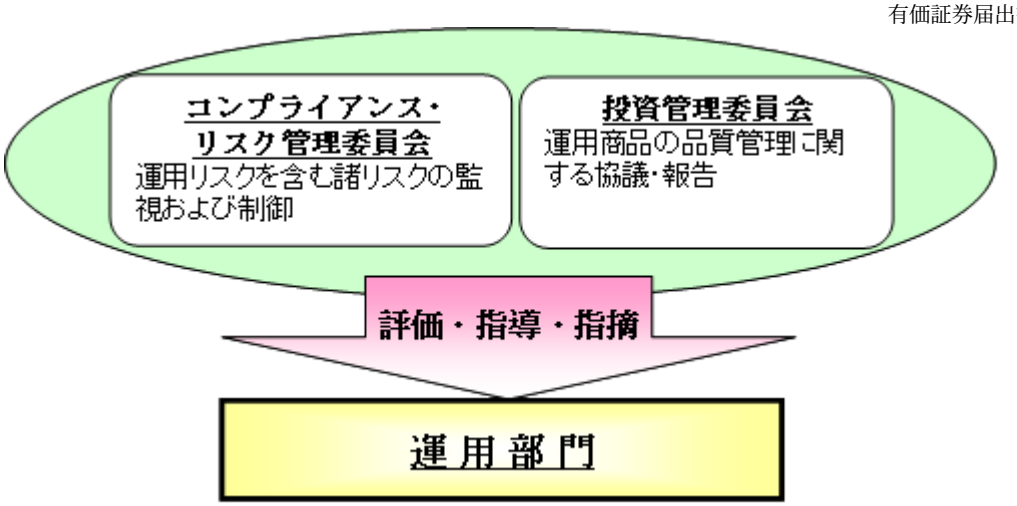

※ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(3)参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

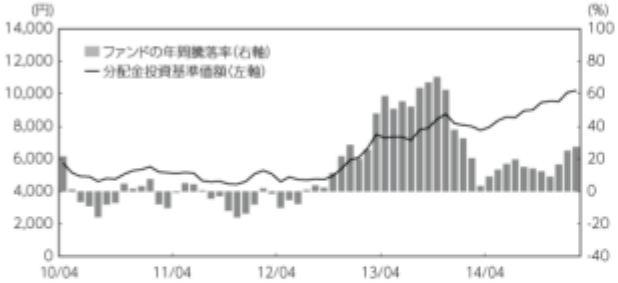

※グラフは、ファンドの５年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出。以下同じ。）および各月末における直近１年間の騰落率を表示しています。
※分配金再投資基準価額は５年前の基準価額を起点として計算したものです。
※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2010年４月～2015年３月

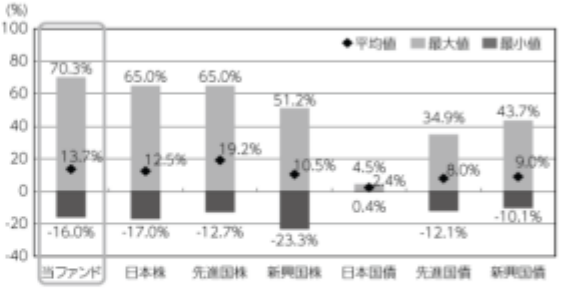

※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、５年間の各月末における直近１年間の騰落率データ（60 個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。
※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※全ての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

＜各資産クラスの指数について＞

資産クラス	指数名称	権利者
日　本　株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	株式会社東京証券取引所
先　進　国　株	MSCI-KOKUSAI（配当込み・円換算ベース）	MSCI Inc.
新　興　国　株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）	MSCI Inc.
日　本　国　債	NOMURA-BPI（国債）	野村證券株式会社
先　進　国　債	シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）	Citigroup Index LLC
新　興　国　債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）	J.P.Morgan Securities LLC

（注）海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースにて表示。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。
また、各権利者は当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

＜代表的資産クラスの指数について＞

東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）とは、東京証券取引所 市場第一部（以下、東証市場第一部ということがあります。）の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が算出、公表を行っています。東証市場第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。
東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）は株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所といいます）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などＴＯＰＩＸに関する全ての権利およびＴＯＰＩＸの商標に関する全ての権利は東京証券取引所が有します。東京証券取引所はＴＯＰＩＸの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの指数値の算出若しくは公表の停止またはＴＯＰＩＸの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。東京証券取引所はＴＯＰＩＸの商標の使用若しくはＴＯＰＩＸの指数の利用に関して得られる結果について何ら保証、言及をするものではありません。

MSCI-KOKUSAIはMSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA－BPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

シティ世界国債インデックスは世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重
平均した債券インデックスです。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。なお、Citigroup Index LLCは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド）はJ.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、ＪＰモルガンの知的財産です。ＪＰモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

かかりません。

自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）に基づき、収益分配金を再投資する場合も、手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料ならびに信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して、年1.2744%（税抜1.18%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

信託報酬における委託会社、販売会社、受託会社間の配分は、次の通りです。

配分	料率　（年率）	役務の内容
委託会社	0.54%　（税抜0.5%）	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	0.648%　（税抜0.6%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.0864%　（税抜0.08%）	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	1.2744%　（税抜1.18%）	運用管理費用（信託報酬） ＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

②上記信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

①信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0054%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

②信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

このファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度専用ファンドです。

確定拠出年金に係る掛金、積立金および給付については、所得税法、法人税法、相続税法および地方税法ならびにこれらの法律に基づく命令で定めるところにより、所得税、法人税、相続税ならびに道府県民税（都民税を含む。）および市町村民税（特別区民税を含む。）の課税について必要な措置を講ずる（確定拠出年金法第86条）とされており、運用段階においては非課税となります。

したがって、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金制度に関する当該ファンドの期中収益分配金、一部解約による解約差益、償還時の差益のいずれも非課税となります。

＜上記以外の受益者（確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の法人）の場合の課税の取扱い＞

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

期間	税率
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税15.315%）

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※上記は平成27年3月末現在のものであり、税法または確定拠出型年金法が改正された場合等は、上記の内容が変更されることがあります。

５【運用状況】

以下は平成27年3月31日現在の運用状況です。
※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。
※マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に記載されます。

明治安田ＤＣ日本株式アクティブ・ポートフォリオ

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	163,242,222	99.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	1,620,201	0.98
合計(純資産総額)		164,862,423	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド	140,459,665	1.0932	153,550,506	1.1622	163,242,222	99.02

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.02
合計	99.02

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末　(平成19年 2月15日)	1,099,213	1,100,213	10,985	10,995
第2期計算期間末　(平成20年 2月15日)	1,621,172	1,621,172	7,963	7,963
第3期計算期間末　(平成21年 2月16日)	7,913,412	7,913,412	4,467	4,467
第4期計算期間末　(平成22年 2月15日)	22,817,353	22,817,353	5,078	5,078
第5期計算期間末　(平成23年 2月15日)	14,827,816	14,827,816	5,642	5,642
第6期計算期間末　(平成24年 2月15日)	19,690,023	19,690,023	4,881	4,881
第7期計算期間末　(平成25年 2月15日)	29,156,062	29,156,062	5,923	5,923
第8期計算期間末　(平成26年 2月17日)	40,109,411	40,109,411	7,948	7,948
第9期計算期間末　(平成27年 2月16日)	146,986,944	146,986,944	9,585	9,585
平成26年 3月末日	39,491,636	—	8,004	—
4月末日	38,357,107	—	7,752	—
5月末日	39,920,515	—	7,950	—
6月末日	41,844,633	—	8,350	—
7月末日	43,136,466	—	8,588	—
8月末日	41,967,601	—	8,544	—
9月末日	128,858,167	—	8,961	—
10月末日	130,175,575	—	9,007	—
11月末日	138,242,008	—	9,472	—
12月末日	140,507,868	—	9,553	—
平成27年 1月末日	143,979,186	—	9,532	—
2月末日	160,732,995	—	10,091	—
3月末日	164,862,423	—	10,201	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成18年 2月16日～平成19年 2月15日	10
第2計算期間	平成19年 2月16日～平成20年 2月15日	0
第3計算期間	平成20年 2月16日～平成21年 2月16日	0
第4計算期間	平成21年 2月17日～平成22年 2月15日	0
第5計算期間	平成22年 2月16日～平成23年 2月15日	0
第6計算期間	平成23年 2月16日～平成24年 2月15日	0
第7計算期間	平成24年 2月16日～平成25年 2月15日	0
第8計算期間	平成25年 2月16日～平成26年 2月17日	0

第9計算期間	**平成26年 2月18日～平成27年 2月16日**	**0**

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1計算期間末	平成18年 2月16日～平成19年 2月15日	9.95
第2計算期間末	平成19年 2月16日～平成20年 2月15日	△27.51
第3計算期間末	平成20年 2月16日～平成21年 2月16日	△43.90
第4計算期間末	平成21年 2月17日～平成22年 2月15日	13.68
第5計算期間末	平成22年 2月16日～平成23年 2月15日	11.11
第6計算期間末	平成23年 2月16日～平成24年 2月15日	△13.49
第7計算期間末	平成24年 2月16日～平成25年 2月15日	21.35
第8計算期間末	平成25年 2月16日～平成26年 2月17日	34.19
第9計算期間末	平成26年 2月18日～平成27年 2月16日	20.60

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期計算期間	平成18年 2月16日～平成19年 2月15日	1,000,672	―
第2期計算期間	平成19年 2月16日～平成20年 2月15日	1,069,834	34,697
第3期計算期間	平成20年 2月16日～平成21年 2月16日	16,667,778	986,603
第4期計算期間	平成21年 2月17日～平成22年 2月15日	32,584,096	5,367,482
第5期計算期間	平成22年 2月16日～平成23年 2月15日	8,427,691	27,078,366
第6期計算期間	平成23年 2月16日～平成24年 2月15日	18,309,417	4,253,129
第7期計算期間	平成24年 2月16日～平成25年 2月15日	12,763,962	3,878,812
第8期計算期間	平成25年 2月16日～平成26年 2月17日	16,227,618	14,985,183
第9期計算期間	平成26年 2月18日～平成27年 2月16日	136,712,804	33,831,158

(注)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）マザーファンドの運用状況

日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド

（１）投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	10,870,461,180	98.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	112,379,032	1.02
合計(純資産総額)		10,982,840,212	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	158,400	4,474.68	708,789,312	4,601.50	728,877,600	6.64
2	日本	株式	日立製作所	電気機器	671,000	779.07	522,757,232	823.20	552,367,200	5.03
3	日本	株式	デンソー	輸送用機器	78,400	5,525.31	433,184,915	5,483.00	429,867,200	3.91
4	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	153,600	2,629.58	403,904,000	2,720.50	417,868,800	3.80
5	日本	株式	ローム	電気機器	41,500	7,408.11	307,436,565	8,230.00	341,545,000	3.11
6	日本	株式	ＴＯＴＯ	ガラス・土石製品	177,000	1,522.24	269,436,480	1,785.00	315,945,000	2.88
7	日本	株式	第一生命保険	保険業	171,100	1,808.65	309,460,015	1,745.50	298,655,050	2.72
8	日本	株式	日本電産	電気機器	36,900	8,209.19	302,919,111	7,987.00	294,720,300	2.68
9	日本	株式	クボタ	機械	145,000	1,840.42	266,860,900	1,903.00	275,935,000	2.51
10	日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	159,100	1,662.79	264,549,889	1,597.50	254,162,250	2.31
11	日本	株式	日本触媒	化学	144,000	1,552.45	223,552,800	1,763.00	253,872,000	2.31
12	日本	株式	富士重工業	輸送用機器	60,200	3,968.82	238,922,964	3,991.00	240,258,200	2.19
13	日本	株式	綜合警備保障	サービス業	57,000	3,285.00	187,245,000	4,095.00	233,415,000	2.13
14	日本	株式	昭和シェル石油	石油・石炭製品	205,100	1,127.70	231,291,270	1,098.00	225,199,800	2.05
15	日本	株式	ＳＭＣ	機械	6,100	31,560.29	192,517,769	35,845.00	218,654,500	1.99
16	日本	株式	東京急行電鉄	陸運業	289,000	799.04	230,922,560	744.00	215,016,000	1.96
17	日本	株式	東レ	繊維製品	209,000	978.81	204,571,290	1,007.00	210,463,000	1.92
18	日本	株式	ミスミグループ本社	卸売業	42,600	4,148.61	176,730,786	4,850.00	206,610,000	1.88
19	日本	株式	三井不動産	不動産業	50,000	3,307.70	165,385,000	3,529.50	176,475,000	1.61
20	日本	株式	日本テレビホールディングス	情報・通信業	84,000	1,809.99	152,039,160	2,001.00	168,084,000	1.53
21	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	83,300	1,814.84	151,176,172	1,967.50	163,892,750	1.49
22	日本	株式	ファナック	電気機器	6,100	22,400.98	136,645,978	26,250.00	160,125,000	1.46
23	日本	株式	コーセー	化学	23,100	5,472.76	126,420,756	6,630.00	153,153,000	1.39

24	日本	株式	大成建設	建設業	198,000	662.76	131,226,480	679.00	134,442,000	1.22
25	日本	株式	塩野義製薬	医薬品	33,200	3,232.58	107,321,656	4,005.00	132,966,000	1.21
26	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	33,900	3,722.81	126,203,259	3,800.50	128,836,950	1.17
27	日本	株式	アコム	その他金融業	288,900	383.87	110,900,043	417.00	120,471,300	1.10
28	日本	株式	アイカ工業	化学	42,900	2,605.07	111,757,503	2,800.00	120,120,000	1.09
29	日本	株式	ディスコ	機械	9,600	10,157.96	97,516,416	12,280.00	117,888,000	1.07
30	日本	株式	大林組	建設業	151,000	720.87	108,851,370	780.00	117,780,000	1.07

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	建設業	3.87
		食料品	2.23
		繊維製品	1.92
		パルプ・紙	0.90
		化学	7.27
		医薬品	4.19
		石油・石炭製品	2.05
		ゴム製品	0.96
		ガラス・土石製品	2.88
		鉄鋼	2.29
		非鉄金属	0.28
		金属製品	0.45
		機械	6.82
		電気機器	12.82
		輸送用機器	9.94
		精密機器	1.42
		その他製品	1.05
		電気・ガス業	0.86
		陸運業	2.87
		空運業	0.86
		情報・通信業	5.34
		卸売業	2.85
		小売業	3.10
		銀行業	8.89
		証券、商品先物取引業	1.01
		保険業	2.72
		その他金融業	1.10
		不動産業	3.22
		サービス業	4.82
合計			98.98

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

＜参考情報＞

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2015 年 3 月 31 日現在

基準価額・純資産の推移

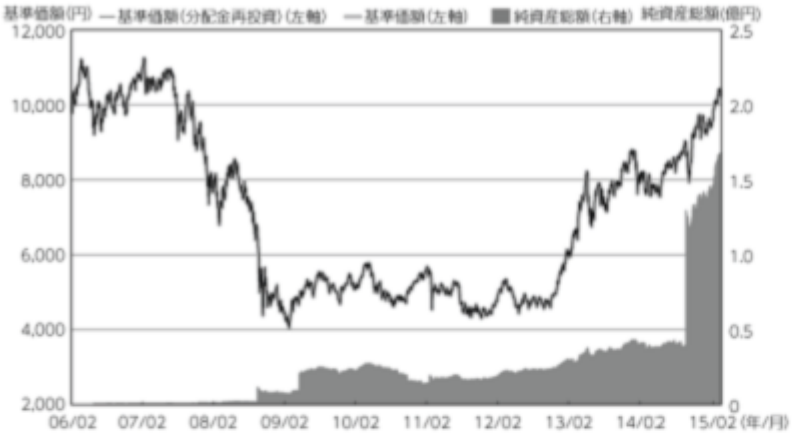

分配の推移

分配金の推移	
2015 年 2 月	0 円
2014 年 2 月	0 円
2013 年 2 月	0 円
2012 年 2 月	0 円
2011 年 2 月	0 円
設 定 来 累 計	10 円

※分配金は、10,000 口あたりの税引前の金額

基 準 価 額	10,201 円
純 資 産 総 額	164 百万円

※基準価額(分配金再投資)は信託報酬控除後のものであり、当ファンドの設定時を 10,000 円として分配金(税引前)再投資ベースで算出しています。

主要な資産の状況

資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド	99.02
その他の資産（負債控除後）	0.98
合計（純資産総額）	100.00

組入上位銘柄（マザーファンド）

	銘柄名	業種	投資比率(%)
1	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	6.64
2	日立製作所	電気機器	5.03
3	デンソー	輸送用機器	3.91
4	ＫＤＤＩ	情報・通信業	3.80
5	ローム	電気機器	3.11
6	ＴＯＴＯ	ガラス・土石製品	2.88
7	第一生命保険	保険業	2.72
8	日本電産	電気機器	2.68
9	クボタ	機械	2.51
10	いすゞ自動車	輸送用機器	2.31

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移（暦年ベース）

※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。
※2006年は設定日(2006年2月16日)から年末までの収益率、2015年は3月末までの収益率を表示しています。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①ファンドの取得申込みは、確定拠出年金制度を利用する場合に限ります。
②取得のお申込みの際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。
③取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
④申込単位は、１円以上１円単位とします。
※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、１口単位とします。
※確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、当該運営管理機関の取決めにしたがいます。
⑤申込手数料は、かかりません。
※販売会社との間で結んだ自動継続投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。
⑥申込代金（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額）を販売会社が別に定める所定の方法によりお支払いいただきます。
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号　0120-565787（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
ホームページアドレス（http://www.myam.co.jp/）
⑦ファンドは、収益分配金を自動的に無手数料でファンドに再投資する自動継続投資専用ファンドです。取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約に従い収益分配金再投資に関する契約を締結する必要があります。なお、販売会社によっては、上記の契約について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。
⑧申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後３時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
⑨委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

■受益権の取得申込者の制限について
受益権の申込みを行う投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会（以下「連合会」といいます。）等による取得の申込みに限るものとします。

２【換金（解約）手続等】

・信託の一部解約（解約請求制）
①受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
②換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
③一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の基準価額とします。当該金額は請求を受付けた日から起算して、原則として４営業日目から受益者に支払います。基準価額については、販売会社または下記委託会社において入手することができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号　0120-565787（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
ホームページアドレス（http://www.myam.co.jp/）
④一部解約の実行請求の受付時間は、原則として午後３時までに換金の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
⑤委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
⑥上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。
⑦信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
■確定拠出年金制度を利用して購入された加入者の解約の受付は、当該運営管理機関の取決めにしたがってください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されます。
なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株　式	原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の終値で評価します。 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号　0120-565787（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
ホームページアドレス（http://www.myam.co.jp/）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年2月16日から翌年2月15日までとすることを原則とします。
※各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

1．信託の終了および繰上償還条項

①委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
②委託会社は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
③上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。
④上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
⑤委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
⑥上記の③から⑤までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が１ヵ月を下らずに③の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

2．信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

3．委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「7.信託約款の変更 ④」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

4．受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「7.信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

5．償還金について

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権について

は原則として取得申込者とします。）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

6．委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

①委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

7．信託約款の変更

①委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。

④上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、この信託約款の変更をしません。

⑤委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

8．反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

9．運用報告書

委託会社は、決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。ただし、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

10．その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。

11．公告

1.委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.myam.co.jp/

2.前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

12．関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の３ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、１年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）の収益分配金は、販売会社を通じて、決算日の基準価額で翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 受益権の一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、４営業日目から受益者に支払います。

③ 信託契約の解約等の場合の反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

④ 償還金請求権

1.受益者は持分に応じて償還金を請求する権利を有します。償還金（信託終了日における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

2.償還金の支払いは販売会社の営業所等において行います。受益者が、信託終了による償還金については、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

⑤ 帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成26年2月18日から平成27年2月16日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】
明治安田ＤＣ日本株式アクティブ・ポートフォリオ
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第８期 （平成26年２月17日現在）	第９期 （平成27年２月16日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	620,273	2,161,522
親投資信託受益証券	39,736,121	146,157,950
流動資産合計	40,356,394	148,319,472
資産合計	40,356,394	148,319,472
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	612,633
未払受託者報酬	16,680	48,605
未払委託者報酬	229,314	668,312
その他未払費用	989	2,978
流動負債合計	246,983	1,332,528
負債合計	246,983	1,332,528
純資産の部		
元本等		
元本	50,466,796	153,348,442
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△10,357,385	△6,361,498
（分配準備積立金）	10,373,601	18,744,689
元本等合計	40,109,411	146,986,944
純資産合計	40,109,411	146,986,944
負債純資産合計	40,356,394	148,319,472

(2) 【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第８期 （自　平成25年２月16日 至　平成26年２月17日）	第９期 （自　平成26年２月18日 至　平成27年２月16日）
営業収益		
受取利息	17	23
有価証券売買等損益	9,701,316	14,321,829
営業収益合計	9,701,333	14,321,852
営業費用		
受託者報酬	30,479	65,633
委託者報酬	418,987	902,369
その他費用	1,798	3,976
営業費用合計	451,264	971,978
営業利益又は営業損失（△）	9,250,069	13,349,874
経常利益又は経常損失（△）	9,250,069	13,349,874
当期純利益又は当期純損失（△）	9,250,069	13,349,874
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,443,005	1,611,988
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△20,068,299	△10,357,385
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,935,195	5,180,497
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,935,195	5,180,497
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,031,345	12,922,496
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,031,345	12,922,496
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△10,357,385	△6,361,498

(3) 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第９期 （自　平成26年２月18日 至　平成27年２月16日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成26年２月18日から平成27年２月16日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第８期 （平成26年２月17日現在）	第９期 （平成27年２月16日現在）
１．当該計算期間の末日における受益権の総数	50,466,796口	153,348,442口
２．投資信託財産の計算に関する規則第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損　10,357,385円	元本の欠損　6,361,498円
３．当該計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	0.7948円	0.9585円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第８期
（自　平成25年２月16日
至　平成26年２月17日）

分配金の計算過程
計算期間末における分配対象額は、17,277,339円(10,000口当たり3,423円48銭)であり、分配金は0円としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	480,155円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	7,326,909円
収益調整金額	C	6,903,738円
分配準備積立金額	D	2,566,537円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	17,277,339円
期末受益権口数	F	50,466,796口
10,000口当たりの分配対象額（E÷F×10,000）	G	3,423円 48銭
10,000口当たりの分配金額	H	-円　-銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	-円

第９期
（自　平成26年２月18日
至　平成27年２月16日）

分配金の計算過程
計算期間末における分配対象額は、64,853,635円(10,000口当たり4,229円14銭)であり、分配金は0円としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	1,349,505円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	10,388,381円
収益調整金額	C	46,108,946円
分配準備積立金額	D	7,006,803円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	64,853,635円
期末受益権口数	F	153,348,442口
10,000口当たりの分配対象額（E÷F×10,000）	G	4,229円 14銭
10,000口当たりの分配金額	H	-円　-銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	-円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

第９期 （自　平成26年２月18日 至　平成27年２月16日）
１．金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（4）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されております。
３．金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

（2）金融商品の時価等に関する事項

第９期 （平成27年２月16日現在）
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	第８期 （平成26年２月17日現在）	第９期 （平成27年２月16日現在）
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	8,179,361	12,777,876
合計	8,179,361	12,777,876

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第８期 （平成26年２月17日現在）	第９期 （平成27年２月16日現在）
１．期首元本額	49,224,361円	50,466,796円
期中追加設定元本額	16,227,618円	136,712,804円
期中一部解約元本額	14,985,183円	33,831,158円

（4）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド	134,139,088	146,157,950	
	合計	134,139,088	146,157,950	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）
当ファンドは「日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド
（1）貸借対照表

区分	（平成27年２月16日現在）
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	25,529,150
株式	9,901,061,100
未収入金	60,752,949
未収配当金	8,852,000
未収利息	6
流動資産合計	9,996,195,205
資産合計	9,996,195,205
負債の部	
流動負債	
未払金	57,901,868
流動負債合計	57,901,868
負債合計	57,901,868
純資産の部	
元本等	
元本	9,121,413,710
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	816,879,627
元本等合計	9,938,293,337
純資産合計	9,938,293,337
負債純資産合計	9,996,195,205

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	（自　平成26年２月18日 至　平成27年２月16日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	（平成27年２月16日現在）
１．当該計算期間の末日における受益権の総数	9,121,413,710口
２．当該計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	1.0896円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

（自　平成26年２月18日 至　平成27年２月16日）
１．金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されております。
３．金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

（2）金融商品の時価等に関する事項

（平成27年２月16日現在）
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成27年２月16日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	1,141,437,631
合計	1,141,437,631

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成27年２月16日現在）	
１．期首元本額		6,164,002,618円
期中追加設定元本額		5,136,643,616円
期中一部解約元本額		2,179,232,524円
期末現在における元本の内訳（注）	明治安田ＤＣ日本株式アクティブ・ポートフォリオ	134,139,088円
	明治安田日本株式Ｐファンド（適格機関投資家私募）	8,987,274,622円
	合計	9,121,413,710円

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（3）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（1）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	安藤・間	122,500	700.00	85,750,000	
	大成建設	191,000	660.00	126,060,000	
	大林組	146,000	718.00	104,828,000	
	前田建設工業	94,000	903.00	84,882,000	
	サッポロホールディングス	215,000	455.00	97,825,000	
	日本たばこ産業	32,600	3,725.50	121,451,300	
	東レ	201,000	977.90	196,557,900	
	レンゴー	187,000	533.00	99,671,000	
	旭化成	84,000	1,173.00	98,532,000	
	日本触媒	139,000	1,549.00	215,311,000	
	東京応化工業	14,600	3,885.00	56,721,000	
	アイカ工業	41,300	2,600.00	107,380,000	
	ライオン	76,000	650.00	49,400,000	
	コーセー	22,200	5,460.00	121,212,000	
	エフピコ	12,500	3,955.00	49,437,500	
	アステラス製薬	80,400	1,812.00	145,684,800	
	塩野義製薬	31,900	3,225.00	102,877,500	
	中外製薬	29,500	3,445.00	101,627,500	
	ロート製薬	12,800	1,525.00	19,520,000	
	小野薬品工業	1,700	11,220.00	19,074,000	
	ＵＭＮファーマ	7,300	2,973.00	21,702,900	
	昭和シェル石油	197,000	1,128.00	222,216,000	
	ブリヂストン	21,500	4,601.00	98,921,500	
	ＴＯＴＯ	170,000	1,519.00	258,230,000	
	東京製鐵	34,700	877.00	30,431,900	
	大和工業	10,800	3,115.00	33,642,000	
	東京鐵鋼	45,000	565.00	25,425,000	
	日立金属	49,000	1,797.00	88,053,000	
	ＵＡＣＪ	277,000	335.00	92,795,000	
	三和ホールディングス	54,000	809.00	43,686,000	
	ディスコ	11,400	10,140.00	115,596,000	
	ＳＭＣ	6,000	31,500.00	189,000,000	
	オイレス工業	17,700	2,078.00	36,780,600	
	クボタ	146,000	1,837.50	268,275,000	
	ホシザキ電機	11,400	6,220.00	70,908,000	
	三菱重工業	29,000	635.10	18,417,900	
	日立製作所	608,000	773.90	470,531,200	
	日本電産	35,300	8,207.00	289,707,100	
	ソニー	59,000	3,144.00	185,496,000	
	日本光電工業	8,800	5,720.00	50,336,000	
	ファナック	5,900	22,390.00	132,101,000	
	ローム	39,900	7,400.00	295,260,000	
	デンソー	69,400	5,514.00	382,671,600	

	いすゞ自動車	153,000	1,662.00	254,286,000	
	マツダ	69,600	2,315.50	161,158,800	
	富士重工業	57,900	3,963.00	229,457,700	
	ＣＹＢＥＲＤＹＮＥ	14,200	2,891.00	41,052,200	
	前田工繊	17,500	1,010.00	17,675,000	
	イーレックス	33,600	1,107.00	37,195,200	
	東京瓦斯	87,000	719.20	62,570,400	
	東京急行電鉄	277,000	797.00	220,769,000	
	日本航空	24,000	3,725.00	89,400,000	
	日本テレビホールディングス	82,800	1,807.00	149,619,600	
	ＫＤＤＩ	49,200	7,869.00	387,154,800	
	三井物産	148,100	1,632.00	241,699,200	
	ミスミグループ本社	40,900	4,130.00	168,917,000	
	エービーシー・マート	8,500	6,250.00	53,125,000	
	セリア	10,100	3,725.00	37,622,500	
	セブン＆アイ・ホールディングス	21,800	4,516.50	98,459,700	
	良品計画	1,400	14,130.00	19,782,000	
	イズミ	8,000	4,070.00	32,560,000	
	ケーズホールディングス	43,300	3,460.00	149,818,000	
	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	43,500	729.00	31,711,500	
	三井住友フィナンシャルグループ	134,000	4,440.00	594,960,000	
	ふくおかフィナンシャルグループ	155,000	636.00	98,580,000	
	スルガ銀行	43,500	2,404.00	104,574,000	
	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	114,800	789.00	90,577,200	
	第一生命保険	137,000	1,814.00	248,518,000	
	アコム	277,800	384.00	106,675,200	
	三井不動産	49,000	3,306.00	161,994,000	
	住友不動産	21,000	4,153.50	87,223,500	
	タカラレーベン	122,400	572.00	70,012,800	
	綜合警備保障	63,600	3,285.00	208,926,000	
	エムスリー	26,400	2,448.00	64,627,200	
	リゾートトラスト	25,700	2,672.00	68,670,400	
	エイチ・アイ・エス	23,800	3,685.00	87,703,000	
小計		6,034,500		9,901,061,100	
合計				9,901,061,100	

（2）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

（平成27年3月31日現在）

明治安田ＤＣ日本株式アクティブ・ポートフォリオ

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	166,270,647円
Ⅱ　負債総額	1,408,224円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	164,862,423円
Ⅳ　発行済口数	161,607,309口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0201円
（1万口当たり純資産額）	（10,201円）

（参考）
日本株式アクティブ・ポートフォリオ・マザーファンド
純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	10,993,499,813円
Ⅱ　負債総額	10,659,601円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	10,982,840,212円
Ⅳ　発行済口数	9,449,860,195口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1622円
（1万口当たり純資産額）	（11,622円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換の事務等

該当事項はありません

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】
第１【委託会社等の概況】
１【委託会社等の概況】
(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：　10億円

会社が発行する株式総数：　33,220株

発行済株式総数：　18,887株

＜過去5年間における資本金の額の推移＞
該当事項はありません。

(2)委託会社の機構
①会社の意思決定機構
経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。
②投資運用の意思決定機構
1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4.投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

２【事業の内容及び営業の概況】
「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
平成27年3月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種　類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	143　本	881,585,828,513　円
単位型株式投資信託	4　本	9,173,559,039　円
合　計	147　本	890,759,387,552　円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成26年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金	7,585,064	8,085,650
前払費用	80,260	101,153
未収入金	190,980	3,012
未収委託者報酬	487,397	824,141
未収運用受託報酬	141,641	147,074
未収投資助言報酬	197,081	217,338
その他	15,812	991
流動資産合計	8,698,236	9,379,363
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 90,863	※1 84,549
器具備品	※1 117,771	※1 100,559
有形固定資産合計	208,635	185,108
無形固定資産		
ソフトウェア	57,810	48,708
電話加入権	6,662	6,662
その他	340	257
無形固定資産合計	64,813	55,628
投資その他の資産		
投資有価証券	-	200
長期差入保証金	97,273	96,907
長期前払費用	95	30
投資その他の資産合計	97,368	97,137
固定資産合計	370,817	337,875
資産合計	9,069,054	9,717,238

（単位：千円）

	前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成26年3月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	82,916	23,796
未払金	539,304	603,836
未払収益分配金	135	121
未払償還金	7,315	7,315
未払手数料	198,056	337,275
その他未払金	333,796	259,123
未払費用	30,603	17,762
未払法人税等	7,214	57,049
未払消費税等	-	60,062
賞与引当金	86,215	51,446
流動負債合計	746,254	813,953
固定負債		
退職給付引当金	84,636	47,801
繰延税金負債	-	0
資産除去債務	27,376	27,735
固定負債合計	112,012	75,537
負債合計	858,266	889,491
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	520,962	1,137,921
利益剰余金合計	3,696,003	4,312,963
株主資本合計	8,210,787	8,827,746
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	0
評価・換算差額等合計	-	0
純資産合計	8,210,787	8,827,746
負債・純資産合計	9,069,054	9,717,238

(2) 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	2,773,510	4,149,012
受入手数料	21,027	11,000
運用受託報酬	1,564,002	1,371,391
投資助言報酬	372,192	411,659
営業収益合計	4,730,732	5,943,063
営業費用		
支払手数料	1,246,685	1,842,089
広告宣伝費	17,645	17,865
公告費	-	161
調査費	975,236	1,236,192
調査費	385,416	360,775
委託調査費	589,820	875,417
委託計算費	287,651	292,437
営業雑経費	90,766	106,361
通信費	17,735	17,043
印刷費	61,830	79,080
協会費	7,902	7,057
諸会費	3,283	2,989
営業雑費	14	190
営業費用合計	2,617,985	3,495,108
一般管理費		
給料	1,423,034	1,173,694
役員報酬	59,208	55,993
給料・手当	1,123,919	950,974
賞与	239,907	166,726
その他報酬	-	1,551
賞与引当金繰入	86,215	51,446
福利厚生費	239,485	205,022
交際費	1,049	1,176
寄付金	200	200
旅費交通費	27,549	25,398
租税公課	21,013	22,977
不動産賃借料	209,742	85,159
退職給付費用	27,754	14,537
固定資産減価償却費	81,773	60,202
諸経費	141,550	146,367
一般管理費合計	2,259,368	1,787,733
営業利益又は営業損失（△）	△146,621	660,222

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
営業外収益		
受取利息	3,610	2,661
償還金等時効完成分	50	42
保険契約返戻金・配当金	※1 1,192	※1 1,269
雑益	848	541
営業外収益合計	5,702	4,515
営業外費用		
為替差損	-	61
賃貸借契約解約損	117	-
雑損	1	-
営業外費用合計	119	61
経常利益又は経常損失（△）	△141,038	664,675
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	※2 161,764	※2 190
本社移転関連費用	※1 88,653	-
特別退職加算金等	130,628	-
特別損失合計	381,046	190
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（△）	△522,084	664,484
法人税、住民税及び事業税	2,290	47,525
法人税等合計	2,290	47,525
当期純利益又は当期純損失（△）	△524,374	616,959

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度　（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純損失（△）				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,050,436	4,225,478	8,740,261
当期変動額					
剰余金の配当			△5,099	△5,099	△5,099
当期純損失（△）			△524,374	△524,374	△524,374
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	△529,474	△529,474	△529,474
当期末残高	83,040	3,092,001	520,962	3,696,003	8,210,787

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	-	8,740,261
当期変動額			
剰余金の配当			△5,099
当期純損失（△）			△524,374
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	-	△529,474
当期末残高	-	-	8,210,787

当事業年度　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	520,962	3,696,003	8,210,787
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益			616,959	616,959	616,959
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	616,959	616,959	616,959
当期末残高	83,040	3,092,001	1,137,921	4,312,963	8,827,746

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	-	8,210,787
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			616,959
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	616,959
当期末残高	0	0	8,827,746

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却方法
（1）有形固定資産
定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　8年～18年
器具備品　3年～20年
（2）無形固定資産
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

表示方法の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、（退職給付関係）注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、（退職給付関係）注記の組替えは行っておりません。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成26年3月31日）
建物	1,052千円	7,366千円
器具備品	222,594千円	220,998千円

（損益計算書関係）

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）	当事業年度 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）
保険契約返戻金・配当金	1,192千円	1,269千円
本社移転関連費用	30,179千円	-

※2 前事業年度　（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

固定資産除却損の内容は、建物107,628千円、器具備品53,722千円、ソフトウェア413千円であります。

当事業年度　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

固定資産除却損の内容は、主にソフトウェア190千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度　（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2.自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,099,490円	270円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2.自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.配当に関する事項
（1）配当金支払額
該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	308,424,710円	16,330円00銭	平成26年3月31日	平成26年6月27日

（リース取引関係）
該当事項はありません。

（金融商品関係）
1.金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。
（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制
営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。
営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、１年以内の支払期日です。

2.金融商品の時価等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度　（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）現金・預金	7,585,064	7,585,064	-
（2）未収委託者報酬	487,397	487,397	-
（3）未収運用受託報酬	141,641	141,641	-
（4）未収投資助言報酬	197,081	197,081	-
（5）投資有価証券			
その他有価証券	-	-	-
（6）長期差入保証金	97,273	84,120	△13,152
資産計	8,508,457	8,495,304	△13,152
（1）未払手数料	198,056	198,056	-
（2）その他未払金	333,796	333,796	-
負債計	531,852	531,852	-

当事業年度　（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）現金・預金	8,085,650	8,085,650	-
（2）未収委託者報酬	824,141	824,141	-
（3）未収運用受託報酬	147,074	147,074	-
（4）未収投資助言報酬	217,338	217,338	-
（5）投資有価証券			
その他有価証券	200	200	-
（6）長期差入保証金	96,907	85,233	△11,673
資産計	9,371,312	9,359,639	△11,673
（1）未払手数料	337,275	337,275	-
（2）その他未払金	259,123	259,123	-
負債計	596,399	596,399	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、（4）未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

（6）長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

（1）未払手数料、（2）その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度　（平成25年3月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 １０年以内 （千円）	１０年超 （千円）
現金・預金	7,584,441	-	-	-
未収委託者報酬	487,397	-	-	-
未収運用受託報酬	141,641	-	-	-
未収投資助言報酬	197,081	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	366	-	-	96,907
合計	8,410,927	-	-	96,907

当事業年度　（平成26年3月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 １０年以内 （千円）	１０年超 （千円）
現金・預金	8,084,873	-	-	-
未収委託者報酬	824,141	-	-	-
未収運用受託報酬	147,074	-	-	-
未収投資助言報酬	217,338	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	100	-	-
長期差入保証金	-	-	-	96,907
合計	9,273,427	100	-	96,907

（有価証券関係）

1.その他有価証券

当事業年度　（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	200	200	0
小計	200	200	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-

合計	200	200	0

2.当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

3.減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）
当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

（退職給付関係）
前事業年度（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務	(千円)	△454,392
(2) 年金資産	(千円)	369,756
(3) 未積立退職給付債務　(1) + (2)	(千円)	△84,636
(4) 退職給付引当金　(3)	(千円)	△84,636

3. 退職給付費用に関する事項

退職給付費用	(千円)	27,754

（注）上記の退職給付費用以外に特別退職金129,228千円を特別損失に計上しております。

当事業年度（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。
なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度
(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	84,636	千円
退職給付費用	14,537	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△51,371	〃
退職給付引当金の期末残高	47,801	〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	440,436	千円
年金資産	△392,907	〃
	47,258	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	47,801	〃
退職給付に係る負債	47,801	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	47,801	〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	14,537	千円

（ストック・オプション等関係）
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 （平成25年3月31日）		当事業年度 （平成26年3月31日）	
繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金	689,786	千円	488,264	千円
税務上の繰延資産償却超過額	46,523	〃	30,791	〃
賞与引当金繰入限度超過額	32,770	〃	18,335	〃
退職給付引当金繰入限度超過額	31,036	〃	17,036	〃
その他	24,586	〃	26,327	〃
繰延税金資産小計	824,703	〃	580,755	〃
評価性引当額	△814,989	〃	△571,781	〃
繰延税金資産合計	9,713	〃	8,974	〃
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	-	〃	△0	〃
資産除去費用	△9,713	〃	△8,974	〃
繰延税金負債合計	△9,713	〃	△8,974	〃
繰延税金資産の純額	-	〃	△0	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成26年3月31日）	
法定実効税率	-	38.01	%
（調整）			
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.07	〃
評価性引当額の増減	-	△31.25	〃
住民税均等割	-	0.35	〃
その他		△0.03	〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	7.15	%

（注）前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

なお、この変更による財務諸表への影響はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（１５年）としており、割引率は1.314%を適用しております。

なお、前事業年度の本社移転に伴い、使用見込期間を１６年から１５年に、割引率を0.896%から1.314%にそれぞれ変更しております。

(3)当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）		当事業年度 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）	
期首残高	55,470	千円	27,376	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	27,316	〃	-	〃
時の経過による調整額	515	〃	359	〃
資産除去債務の履行による減少額	55,925	〃	-	〃

期末残高	27,376 千円	27,735 千円

（持分法損益等）
該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）
該当事項はありません。

（セグメント情報等）
[セグメント情報]
当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]
前事業年度　（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）
1.製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託（運用業務）	投資信託（販売業務）	投資顧問（投資一任）	投資顧問（投資助言）	合計
外部顧客への売上高	2,773,510	21,027	1,564,002	372,192	4,730,732

2.地域ごとの情報
（1）売上高
本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。
（2）有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）
1.製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託（運用業務）	投資信託（販売業務）	投資顧問（投資一任）	投資顧問（投資助言）	合計
外部顧客への売上高	4,149,012	11,000	1,371,391	411,659	5,943,063

2.地域ごとの情報
（1）売上高
本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。
（2）有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度　（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	210,000	生命保険業	（被所有）直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任	運用受託報酬	26,081	未収運用受託報酬	5,926
							投資助言報酬	359,783	未収投資助言報酬	190,120
							支払手数料	162,340	未払手数料	53,501
							事務所家賃	231,510	未収入金	190,313
									その他未払金	99

当事業年度　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	260,000	生命保険業	（被所有）直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	運用受託報酬	24,994	未収運用受託報酬	6,713
							投資助言報酬	390,411	未収投資助言報酬	205,397
							支払手数料	190,026	未払手数料	63,325

取引条件ないし取引条件の決定方針等

①運用受託報酬および投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

②事務所家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

（注）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）	当事業年度 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）
1株当たり純資産額	434,732円21銭	467,398円04銭
1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額(△)	△27,763円78銭	32,665円81銭

（注）1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成26年3月31日）
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	8,210,787	8,827,746
普通株式に係る純資産額（千円）	8,210,787	8,827,746
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 （自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）	当事業年度 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△524,374	616,959
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△524,374	616,959
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887	18,887

委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

1.中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2.監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

中間財務諸表等

中間財務諸表

①　中間貸借対照表

（単位：千円）

	当中間会計期間末 （平成26年9月30日）
資産の部	
流動資産	
現金・預金	7,992,403
未収委託者報酬	1,135,639
未収運用受託報酬	284,712
未収投資助言報酬	217,256
その他	118,650
流動資産合計	9,748,663
固定資産	
有形固定資産	※1 174,951
無形固定資産	49,128
投資その他の資産	
投資有価証券	487
長期差入保証金	96,907
長期前払費用	980
投資その他の資産合計	98,375
固定資産合計	322,455
資産合計	10,071,118

（単位：千円）

	当中間会計期間末 （平成26年9月30日）
負債の部	
流動負債	
未払償還金	7,315
未払手数料	529,181
未払法人税等	46,584
賞与引当金	60,471
その他	※2 375,602
流動負債合計	1,019,155
固定負債	
退職給付引当金	23,355
資産除去債務	27,918
固定負債合計	51,273
負債合計	1,070,429
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,310,880
利益剰余金合計	4,485,921
株主資本合計	9,000,705
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△16
評価・換算差額等合計	△16
純資産合計	9,000,689
負債純資産合計	10,071,118

②中間損益計算書

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自　平成26年4月1日 至　平成26年9月30日）
営業収益	
委託者報酬	2,542,061
受入手数料	4,390
運用受託報酬	703,133
投資助言報酬	202,170
営業収益合計	3,451,756
営業費用	
支払手数料	1,167,003
その他営業費用	848,025
営業費用合計	2,015,029
一般管理費	※1 920,678
営業利益	516,048
営業外収益	※2 2,762
営業外費用	-
経常利益	518,810
特別利益	-
特別損失	11
税引前中間純利益	518,798
法人税、住民税及び事業税	37,415
法人税等調整額	-
法人税等合計	37,415
中間純利益	481,383

③中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間　（自　平成26年4月1日　至　平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,137,921	4,312,963	8,827,746
当中間期変動額					
剰余金の配当			△308,424	△308,424	△308,424
中間純利益			481,383	481,383	481,383
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	172,958	172,958	172,958
当中間期末残高	83,040	3,092,001	1,310,880	4,485,921	9,000,705

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	0	0	8,827,746
当中間期変動額			
剰余金の配当			△308,424
中間純利益			481,383
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△16	△16	△16
当中間期変動額合計	△16	△16	172,942
当中間期末残高	△16	△16	9,000,689

[注記事項]

（重要な会計方針）

当中間会計期間 （自　平成26年4月 1日 至　平成26年9月30日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 2. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　8年～18年 器具備品　3年～20年 (2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 3. 引当金の計上基準 (1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 (2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （平成26年9月30日）	
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	10,523千円
器具備品	234,932千円
※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自　平成26年4月 1日 至　平成26年9月30日）	
※1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	17,234千円
無形固定資産	7,858千円
※2 営業外収益のうち主なもの	
受取利息	1,131千円
保険契約返戻金・配当金	1,130千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間
（自　平成26年4月 1日
至　平成26年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	18,887株	－	－	18,887株

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	308,424,710円	16,330円00銭	平成26年3月31日	平成26年6月27日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

（リース取引関係）
当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）
該当事項はありません。

（金融商品関係）
当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）
金融商品の時価等に関する事項
平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	7,992,403	7,992,403	-
(2)未収委託者報酬	1,135,639	1,135,639	-
(3)未収運用受託報酬	284,712	284,712	-
(4)未収投資助言報酬	217,256	217,256	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	487	487	-
(6)長期差入保証金	96,907	87,334	△9,572
資産計	9,727,407	9,717,834	△9,572
(1)未払手数料	529,181	529,181	-
負債計	529,181	529,181	-

（注1）金融商品の時価の算定方法
資産
(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(5)投資有価証券
投資信託は基準価額によっております。
(6)長期差入保証金
長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。
負債
(1)未払手数料
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

1.その他有価証券

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	201	200	1
小計	201	200	1
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	286	304	△17
小計	286	304	△17
合計	487	504	△16

2.当中間会計期間中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3.減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	27,735千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	182千円
当中間会計期間末残高	27,918千円

（賃貸等不動産関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1.製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託（運用業務）	投資信託（販売業務）	投資顧問（投資一任）	投資顧問（投資助言）	合計
外部顧客への売上高	2,542,061	4,390	703,133	202,170	3,451,756

2.地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）	
1株当たり純資産額	476,554円72銭
1株当たり中間純利益金額	25,487円55銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間（自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）
中間純利益金額(千円)	481,383
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	481,383
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

（重要な後発事象）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）
該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

（４）委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

（２）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

（平成26年３月31日現在）

(A)名称	(B)資本金の額 （百万円）	(C)事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

（平成26年３月31日現在）

(A)名称	(B)資本金の額 （百万円）	(C)事業の内容
明治安田生命保険相互会社	670,000	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

※ 明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

２【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託者として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託者は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

３【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

販売会社である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株（持株比率92.86%）です。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

1.名称、資本金の額及び事業の内容

（A）名称　：　日本マスタートラスト信託銀行株式会社

（B）資本金の額　：　平成26年３月31日現在、10,000百万円

（C）事業の内容　：　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2.関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3.資本金関係

該当ありません。

第３【その他】

(1)目論見書の表紙に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。また、目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載します。
(2)届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として、冒頭に記載します。
(3)目論見書に商品分類および属性の一覧表、用語解説等を掲載します。
(4)目論見書に、当ファンドの信託約款を添付します。届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
(5)届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して、目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
(6)目論見書の別称として、次を用いることがあります。
　　投資信託説明書（目論見書）
　　投資信託説明書（交付目論見書）
　　投資信託説明書（請求目論見書）
(7)目論見書の冒頭に金融商品取引法第37条の３の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成26年６月27日

明治安田アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　壁　谷　　惠　嗣　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　蓑　輪　　康　喜　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成26年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
　　2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成２７年４月６日

明治安田アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　壁　谷　　惠　嗣　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　蓑　輪　　康　喜　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ＤＣ日本株式アクティブ・ポートフォリオの平成２６年２月１８日から平成２７年２月１６日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ＤＣ日本株式アクティブ・ポートフォリオの平成２７年２月１６日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月20日

明治安田アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　壁　谷　惠　嗣　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　蓑　輪　康　喜　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成26年４月１日から平成26年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
　中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
　当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成26年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年４月１日から平成26年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
　　2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。